○経済産業省令第九十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日　経済産業大臣　梶山　弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

**第一条**　次に掲げる省令の様式中「㊞」を削る。

一　火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）様式第一、様式第六から様式第十まで、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十一及び様式第五十

二　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第五、様式第六、様式第七、様式第十、様式第十二、様式第十二の二、様式第十四、様式第十五、様式第十五の五、様式第十七、様式第二十三、様式第五十六から様式第六十一まで、様式第六十一の三から様式第六十一の五まで、様式第六十二から様式第六十四の二まで、様式第六十五、様式第六十五の三、様式第六十五の五、様式第六十五の五の二、様式第六十五の七、様式第六十五の八、様式第六十五の十、様式第六十五の十二、様式第六十五の十四、様式第六十五の十五、様式第六十五の十八、様式第六十五の二十、様式第六十五の二十二、様式第六十五の二十四、様式第六十五の二十六及び様式第六十六

三　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）様式第八の二

四　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）様式第二十の二

五　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）様式第十五及び様式第十六

六　割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）様式第二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで

七　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）様式第一から様式第六まで、様式第九、様式第十、様式第十二、様式第十六、様式第十七、様式第二十五、様式第二十七、様式第二十九及び様式第三十一

八　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第十三の二、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十九、様式第三十一、様式第三十三、様式第三十五、様式第四十一及び様式第四十三

九　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十三から二十六まで、様式第三十及び様式第四十七

十　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十四から様式第二十七まで、様式第二十九の二、様式第三十一、様式第四十八、様式第五十五の八及び様式第五十五の十から様式第五十五の十一の二まで

十一　電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三号）様式第二十四から様式第二十七まで

十二　金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）様式第一から様式第十五まで

十三　特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）様式第一、様式第二、様式第八、様式第九、様式第十一、様式第十四から様式第十六まで、様式第二十五及び様式第二十七

十四　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）様式第一、様式第三、様式第四、様式第五、様式第六から様式第八の二まで、様式第八の四から様式第八の十二まで、様式第八の十四から様式第十三まで、様式第十四の二から様式第十六まで、様式第十八の二の二から様式第十八の五まで、様式第十九の二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで及び様式第三十

十五　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和五十三年通商産業省令第七十号）様式第一号から様式第四号まで

十六　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第十、様式第十三、様式第十五、様式第十七、様式第三十一、様式第三十四、様式第三十六及び様式第三十八

十七　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）様式第一から様式第三まで、様式第十二、様式第二十七、様式第三十四の八、様式第三十四の十、様式第三十四の十一及び様式第三十四の十一の二

十八　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）様式第一、様式第三、様式第六から様式第七の二まで、様式第九、様式第九の二、様式第十一、様式第十二、様式第十九、様式第二十一から様式第二十二の二まで、様式第二十四から様式第二十五まで、様式第二十八、様式第三十五、様式第四十三及び様式第五十

十九　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）様式第一、様式第四から様式第九まで、様式第十一、様式第十五、様式第十五の二、様式第十五の六、様式第十六、様式第二十、様式第二十一、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十、様式第三十一、様式第三十五、様式第三十五の二及び様式第三十五の六

二十　弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）様式第一から様式第六まで及び様式第八から様式第十まで

二十一　商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）様式第一から様式第十一まで

二十二　輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）様式第三から様式第八まで、様式第十、様式第十二、様式第十四及び様式第十七から様式第十九まで

二十三　国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）様式第一から様式第三まで、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十三から様式第十五まで、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十五及び様式第二十六

**第二条**　次に掲げる省令の規定又は様式中「記名㊞」を「記名」に改める。

一　火薬類取締法施行規則第六十七条の十一

二　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）第四十九条第一項及び第三項

三　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第四十二条第七号

四　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）第五条第二項、第六条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第三項

五　深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）第六条第四項、第七条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項

**第三条**　次に掲げる省令の様式中「㊞」を削る。

一　鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）様式第四から様式第七まで、様式第九から様式第十三の一まで、様式第十三の三、様式第十三の五から様式第二十五まで、様式第三十五及び様式第三十八から様式第四十四まで

（関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部改正）

**第七十八条**　関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成十八年経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「並びに印鑑証明書又はこれに準ずるもの」を削り、第五条第二項第一号中「及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの」を削る。

（経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

**第七十九条**　経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、様式第二、様式第四及び様式第六中「印」及び「注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、様式第三中「印」及び「注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、同様式注２を同様式注１とし、同様式注３を同様式注２とし、様式第五及び様式第七中「印」及び「注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「２　変更事項」を「注　変更事項」に改める。

（輸出入取引法施行規則の一部改正）

**第八十条**　輸出入取引法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五及び様式第十六中「氏名又は名称　㊞」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

（エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令の一部改正）

**第八十一条**　エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「氏名又は名称及び代表者氏名　　印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

（経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部改正）

**第八十二条**　経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三及び様式第六中「囲」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「１　この」を「この」に改め、様式第四中「囲」を削り、「記載し、押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を「記載すること。」に改め、様式第五中「囲」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

（電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第二号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部改正）

**第八十三条**　電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名又は名称及び代表者氏名　　印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

**第八十四条**　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第一の二、様式第四、様式第四の二、様式第六から様式第八の六まで、様式第十の二、様式第十一から様式第十五まで、様式第十七から様式第十七の三まで、様式第二十から様式第二十の六まで、様式第二十の十から様式第二十一の三まで、様式第二十四から様式第二十五まで及び様式第二十七中「印」及び「２　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。」又は「②　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。」を削る。

（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則の一部改正）

**第八十五条**　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三中「印」を削り、「とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を「とする。」に、「書面」又は「図面」を「書類」に改め、様式第二及び様式第四中「印」を削り、「とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を「とする。」に改める。

（クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

**第八十六条**　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第六中「囲」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

（電気使用制限等規則の一部改正）

**第八十七条**　電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「記載し、押印すること」に改め、同様式注６までを一ずつ繰り上げ、同様式注２を同様式注１とし、同様式注３から同様式注６までを一ずつ繰り上げ、同様式別紙１中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　所定の」を「１　所定の」に、「３　用紙の」を「２　用紙の」に改め、様式第二中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「記載し、押印すること」を「記載すること」に改め、同様式注２を同様式注１とし、同様式注３を同様式注２とし、同様式別紙中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　所定の」を「１　所定の」に、「３　用紙の」を「２　用紙の」に改め、様式第三中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「記載し、押印すること」を「記載すること」に改め、同様式注２を同様式注１とし、同様式注３を同様式注２とし、同様式注４を同様式注３とし、同様式別紙一中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　所定の」を「１　所定の」に、「３　用紙の」を「２　用紙の」に改め、様式第四中「印」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「２　用紙の」を「用紙の」に改め、様式第五中「印」及び「１　氏名を記載し、押印する

様式第十七及び様式第十八中「回」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改める。

（国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正）

**第九十三条**　国際相互承認に係る容器保安規則の一部を次のように改正する。

様式第五中「㊞」及び「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第八及び様式第十二中「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　この」を「この」に改め、様式第十六から様式第二十一まで中「署名」を削る。

（情報処理の促進に関する法律施行規則の一部改正）

**第九十四条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

様式第五、様式第六、様式第八から様式第十まで、様式第十五及び様式第十八中「印」を削り、様式第十六及び様式第十七中「印」を削り、これらの様式（記載要領）2．を次のように改める。

2．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

**第九十五条**　原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式一中「回」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

（経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の一部改正）

**第九十六条**　経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年経済産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「㊞」を削り、様式第三及び様式第五中「㊞」及び「1　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を削り、「2　用紙」を「用紙」に改め、様式第四、様式第四の二、様式第六及び第六の二中「㊞」及び「2　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を削り、「3　用紙」を「用紙」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 告　示

## ○厚生労働省告示第四百二号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第二項の規定に基づき、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成九年労働省告示第百五号）の一部を次の表のように改正することとしたので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

令和二年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 2　事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置<br>(1)～(3)　（略）<br>(4)　新型コロナウイルス感染症に関する措置について<br>事業主は、令和四年一月三十一日までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講ずるものとする。<br>また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講ずるものとする。 | 2　事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置<br>(1)～(3)　（略）<br>(4)　新型コロナウイルス感染症に関する措置について<br>事業主は、令和三年一月三十一日までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講ずるものとする。<br>また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講ずるものとする。 |

## ○経済産業省告示第二百六十九号

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志